

# 社会保険しまね



「月照寺と紫陽花」  
illustrated by saori notsu

## CONTENTS

- 社会保険事務説明会のご案内
- 健康保険・厚生年金保険「被保険者報酬月額変更届」の提出についてのお願い
- 年金相談についてのお知らせ
- 傷病手当金についてのご案内

日本年金機構ホームページ=<http://www.nenkin.go.jp/>

全国健康保険協会島根支部ホームページ  
=<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,103.html>

島根県社会保険協会ホームページ  
=<http://www.shimane-shahokyo.or.jp>

※次回の発行については7月を予定しています

# No.773

2011.5.20発行

助け合い  
生きる安心  
社会保険

## 社会保険事務説明会のご案内

下記の日程により開催しますので、ご出席ください。  
 説明会では、算定基礎届記入上の注意事項のほか、健康保険制度についてもお話しする予定です。  
 なお、ご出席の際は、事前にお送りする「算定基礎届の記載例」をご持参ください。



### 松江年金事務所 (お問い合わせ先 TEL.0852-23-9540)

日 時	会 場	対 象 地 区
6月7日(火)	10:00~12:00	奥出雲町立農村環境改善センター(大集会室)
	14:00~16:00	チェリヴァホール(大ホール)
6月8日(水)	10:00~12:00	島根県民会館(中ホール)
	14:00~16:00	
6月9日(木)	14:00~16:00	安来市民会館(大ホール)
6月21日(火)	13:30~15:30	西ノ島町黒木公民館(2階会議室)
6月22日(水)	10:00~12:00	隠岐島文化会館(大ホール)

### 出雲年金事務所 (お問い合わせ先 TEL.0853-24-0045)

日 時	会 場	対 象 地 区
6月7日(火)	14:00~16:00	ふれあいホールみせん(会議室)
6月8日(水)	14:00~16:00	サンレディー大田(ふれあいホール)
6月9日(木)	10:00~12:00	ニューウェルシティ出雲(牡丹の間)
	14:00~16:00	

### 浜田年金事務所 (お問い合わせ先 TEL.0855-22-0670)

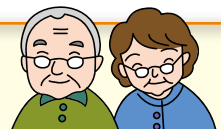
日 時	会 場	対 象 地 区
6月6日(月)	10:00~12:00	江津市総合市民センター(2階会議室)
	14:30~16:30	悠邑ふるさと会館(マルチホール)
6月7日(火)	10:00~12:00	島根県芸術文化センター「グラントワ」(小ホール)
	14:30~16:30	日原山村開発センター(大集会場)
6月8日(水)	10:00~12:00	石央文化ホール(大ホール)

※対象地区以外の説明会に出席されてもかまいません(事前の連絡は不要です)。 ※各会場とも開始時間の30分前に開場します。  
 ※各会場とも駐車場には限りがありますので、あらかじめご了承ください。

## 年金相談に ついてのお知らせ

## 年金相談所の開設(6月~8月)

◆年金記録確認・年金請求手続き等、お気軽にご利用ください。



会 場	相 談 日			時 間
隠岐の島町ふれあいセンター	6月9日(木)	7月13日(水)	8月17日(水)	13:00~16:00
	6月10日(金)	7月14日(木)	8月18日(木)	9:30~12:00
海士町役場	—	7月28日(木)	—	9:30~12:00
西ノ島町中央公民館	—	7月27日(水)	—	13:00~16:00
大田市役所	6月22日(水)	7月27日(水)	8月17日(水)	10:00~15:00
益田市民学習センター	6月28日(火)	7月26日(火)	8月23日(火)	10:00~16:00

※隠岐地方につきましては、天候不順等でフェリーが欠航の場合は中止となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- 年金記録確認・年金相談業務に限り受け付けていますのでご了承ください。
- 相談には、ご夫婦双方の年金手帳、年金証書、履歴書、印鑑などをご持参のうえ、できるだけご本人がお出かけください。  
 代理の方がお出かけになる場合は、委任状と、代理の方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)が必要です。

健康保険・厚生年金保険「被保険者報酬月額変更届」の提出についてのお願い

●給料が大幅に変わったとき

被保険者の報酬が、昇給・降級など固定的賃金の変動に伴って大幅に変わったときは、「算定基礎届」による定時決定を待たずに標準報酬月額が改定されます。これを随時改定といい、次の3つの条件すべてに該当するとき、「被保険者報酬月額変更届」の提出が必要です。

条件1

昇給・降級などで  
**固定的賃金**※に変動  
があった。

条件2

変動月から3か月の間に支払われた報酬(残業手当などの  
**非固定的賃金**※を含む)の平均月額に該当する標準報酬月額と  
従来の標準報酬月額との間に、**2等級以上の差**が生じた。

条件3

3か月とも、  
**支払基礎日数が**  
**17日以上**だった。

※固定的賃金の例:月給・週給・日給、役付手当・家族手当・住宅手当・通勤手当など

※非固定的賃金の例:残業手当・能率手当・宿直手当、皆勤手当・精勤手当など



◆「固定的賃金の変動」には、一般的には  
次のようなケースが考えられます

- ①昇給、降級、ベースアップ、ベースダウン。
- ②日給から月給への変更など。
- ③時間給、日給の単価の変更。
- ④歩合給の単価の変更。
- ⑤家族手当、住宅手当、役付手当、通勤手当などの  
固定的な手当が新たについたり、支給額が変わった。  
など

**注意!**

次のようなケースは、月額変更届に該当しません

- ・固定的賃金に変動がなく、残業手当が多かったため  
2等級以上上がった。
- ・固定的賃金に変動がなく、残業手当が少なかったため  
2等級以上さがった。
- ・固定的賃金が上がったが、2等級以上さがった。
- ・固定的賃金下がったが、2等級以上上がった。
- ・日給者や時間給者の稼働日数(時間)が減ったため  
2等級以上さがった。 など

●届に添付書類が必要なとき

◆標準報酬月額を **大幅に引き下げる** とき(5等級以上)

◆「改定年月」の初日(1日)から起算して、**60日以上**経過して届出するとき

■必要な添付書類

**一般の従業員の場合** 固定的賃金の変動があった月の前月以降(4か月分)の「賃金台帳」と「出勤簿」の写し

**株式会社の役員の場合** 固定的賃金の変動があった月の前月以降(4か月分)の「賃金台帳」または「所得税源泉徴収簿」の写しのほか、次のいずれか1つ。①株主総会または取締役会の議事録  
②代表取締役等による報酬決定通知書 ③役員間の報酬協議書 ④債権放棄を証する書類

※その他の法人の役員の場合には、これに相当する書類が必要です。

年金相談の時間延長と週末相談

◆松江・出雲・浜田の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

平日(休日明けを除く)  
午前8時30分～午後5時15分

月曜日(休日明けの初日)  
【時間延長】午前8時30分～午後7時

週末相談日(第2土曜日)  
午前9時30分～午後4時

6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

7月(予定)						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24 31	25	26	27	28	29	30

8月(予定)						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

お問い合わせ先=■松江年金事務所 TEL.0852-23-9540 ■出雲年金事務所 TEL.0853-24-0045 ■浜田年金事務所 TEL.0855-22-0670

# 協会けんぽ島根支部からのお知らせ

健康保険には、加入者の皆様が病気やケガをされたり出産された場合のための様々な給付があります。今回は傷病手当金についてご案内します。

## 1 傷病手当金とは？

被保険者の方(任意継続被保険者の方を除く)が業務外の理由による病気やケガのために仕事を休み、事業主から給料が支払われない場合に申請により支給されるものです。

## 2 支給要件は？

次の4つの要件をすべて満たしている必要があります。

### ① 病気やケガのために療養中であること(業務外の理由による疾病)

業務上や通勤災害によるもの、病気とみなされないもの(美容整形など)は支給対象外です。

### ② 仕事に就けないこと(労務不能であること)

### ③ 連続する3日間を含み、4日以上仕事を休んでいること

連続して休んだ3日間の「待定期間」が完成した後、4日目から支給開始となります。

また、労務不能であれば、有給休暇を取得した日や休日・祝日でも「待定期間」に含まれます。

#### ◆「待定期間」の考え方



### ④ 給料の支払いがないこと

給料が支払われていても、傷病手当金の支給額より少ない場合は、その差額が支給されます。

## 3 支給額は？

仕事を休んだ日1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額です。

ただし、給料等が支払われている場合は、支給額が調整されます。

## 4 支給期間は？

同一の傷病(関連するものも含む)について、支給開始日から最長1年6か月の範囲内で、傷病手当金の支給要件を満たす日についてのみ支給されます。1年6か月を過ぎると、支給要件を満たしている場合でも支給はされません。

## 5 資格を喪失した後も支給されるの？

資格喪失日の前日(退職日等)まで被保険者期間が継続して1年以上あり、資格喪失日の前日に傷病手当金を受けているか、受けられる状態(2の①②③の要件を満たしている状態)であれば、引き続き支給されます。

ただし、退職後に老齢退職年金等を受給できるようになった場合は、傷病手当金の支給停止や支給額の調整があります。

## 6 請求方法は？

「傷病手当金支給申請書」をご提出ください。申請書にはご本人で記入していただく欄のほか、事業主の証明欄と医師または歯科医師等の意見の記入欄があります。

《初回請求時に添付をお願いする書類》

- ・出勤簿・賃金台帳のコピー(請求期間+前1か月)
- ・役員報酬に関する役員会議事録のコピー(役員の方のみ)
- ・年金証書・年金額改定通知書のコピー(年金受給者の方のみ)

申請書は協会けんぽ島根支部のホームページからダウンロードできます

協会けんぽ島根

検索

◆社会保険しまね 通巻773号◆

発行者／(財)島根県社会保険協会 文書提供／松江・出雲・浜田年金事務所、全国健康保険協会島根支部